

京都市告示第499号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
河原町十條観月橋線	東山区福稲下高松町25番地の2地先から	旧	メートル 36.50	メートル 13.90 ~ 26.50
	伏見区深草相深町18番地の1地先まで	新	36.50	13.90 ~ 30.00
鳥羽道	東山区本町二十丁目439番地地先から	旧	230.40	4.00 ~ 27.80
	伏見区深草相深町16番地の9地先まで	新	230.40	10.00 ~ 45.00
墨染通	東山区福稲下高松町23番地の3地先から	旧	21.00	24.00 ~ 33.00
	同町25番地の2地先まで	新	21.00	24.00 ~ 33.00
本町通	東山区本町二十丁目438番地地先から	旧	17.80	5.96 ~ 5.99
	同町444番地の1地先まで	新	17.80	5.96 ~ 5.99
十條稻荷疏水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から	旧	23.00	3.80 ~ 6.05
	同区深草相深町9番地の20地先まで	新	23.00	3.80 ~ 7.00
深草経136号線	伏見区深草相深町2番地の25地先から	旧	24.50	2.70 ~ 4.00
	同町8番地地先まで	新	24.00	3.50 ~ 29.00

(建設局土木管理部道路明示課)